

# 日本建築学会東北支部建築デザイン発表賞選考方法内規

平成 27 年 4 月 28 日 制定

- 第 1 条（目的）この内規は、日本建築学会東北支部建築デザイン発表会（以下、発表会という）における「日本建築学会東北支部建築デザイン発表賞（以下、発表賞という）」の選考方法に関する事項を定める。
- 第 2 条（選考）発表賞の選考は、建築デザイン教育部会の委員のうち、発表会に参加し、発表を聴講した委員によって選考委員会を組織し、選考委員会によって行うものとする。
- 第 3 条（欠席委員の扱い）部会長は、発表会に欠席する委員に対し、事前に発表原稿の全てを開示する。発表会に欠席する委員は、それらの中から発表賞の候補者としてふさわしいと考える者を、発表会までの間に部会長に連絡する。
- 第 4 条（審査方法）発表会募集要項の内容及び講演発表の応募状況に応じて、適切に選考を行うため、選考方法については、選考委員会の討議に基づき部会長がきめる。
- 第 5 条（その他）ここに取決めのないことは、本部会において協議の上、決定するとともに、必要に応じて日本建築学会東北支部役員会に報告するものとする。

附 則 この表彰要綱は平成 27 年 4 月 28 日より実施する。